

常任委員会 こんなことを聞きました

経済建設委員会

ごみ処理の有料化

Q 手数料として、ごみ処理費の一部を住民に負担させるのは問題ではないか。

A 国は、市町村の役割として、一般廃棄物の排出抑制や再生利用の推進、排出に応じた負担の公平化および住民の意識改革を進めるため、有料化の推進を図るべきとしている。

Q 住民に、事前の説明会をしなかった理由は。

A ごみの分別と減量をすすめる会、環境審議会、

パブリックコメントで意見を聴いた。実施されることになれば、住民に丁寧に説明していく。

Q 生活弱者への対応は。

A 生活保護や経済的に厳しい世帯も含め、全世帯において、ごみ減量に協力してもらいたい。

Q ごみ処理の有料化をしなかった場合、住民サービスの低下、町の借金が増加等、将来に負担を強いることになるのか。

A 現在の本町の財政状況は、大変厳しい状況である。社会保障関連の支出は減ることはなく、新たな財源が必要。



文教厚生委員会

30年度一般会計補正予算

質疑なし

総務委員会

30年度一般会計補正予算

Q 地方創生推進交付金の事業内容および補助率は。

A バスロケーションシステムの維持管理費、プラーパーク運営管理業務委託料、景観計画変更業務委託料、東浦駅周辺整備計画策定業務委託料である。なお、地方創生推進交付金の交付率は、2分の1である。

Q 固定資産税の課税標準の特例を設ける意義は。

A 中小企業者等の生産性向上を図る取り組みについては、町としても支援していく必要があると判断した。

Q 企業への今回の改正に係る制度の周知は、どのように考えているか。

A 町の「導入促進基本計画」が国の同意を得られ次第、商工会の折り込みチラシ、広報、ホームページなどで周知する。

Q 庁舎管理費の防犯警備の委託内容は。

A 現在設置している警備装置の感知センサーおよび操作器が故障したため、新たな警備装置を導入した。



▲おだいプレーパークの案内板

税条例の一部改正